令和3年度第3回八頭町農業委員会 議事録

- 1. 招集年月日 令和3年6月14日(月) 13時30分
- 2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室
- 3. 出席委員 ○農業委員

会長 12番 横山 和男

会長職務代理者 13番 西村 辰寿 14番 西田 悦子

委員 1番 平木 正紀 2番 明治 良一

 3番 今井 光秋
 4番 綾木 晴子

 6番 谷尾 友枝
 7番 小椋 武

6番 谷尾 友枝 7番 小椋 武 8番 田中 正則 9番 山嵜 幸臣

10番 中田 典昭 11番 山根 祐一

○農地利用最適化推進委員

委員 安部 寛 手見野大樹

荻原 晴雄 栄田 正温

井上 善雅 上田 正人

 佐藤
 洋
 山本
 知司

 上月
 清
 西村
 昭二

保田 公範 竹内 俊雄

公賀 義高 白岩 義広

- 4. 欠席委員 5番 小林 孝
- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名 14番 西田 悦子 1番 平木 正紀
 - 第2 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
 - 2 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
 - 3 農地法施行規則第29条の規定による転用届について
 - 4 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について
 - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - 第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
 - 第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
 - 第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について
 - 第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について
 - 第8 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について
 - 第9 議案第7号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について

第10 その他

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 副主幹 尾﨑 千穂 主 事 櫻田 康太

6. 会議の概要

局長

開会(13時30分)

本日の欠席者は、小林委員1名です。

農業委員 出席者数 13名

農地利用最適化推進委員 出席者数 14名

定足数に達していますので、令和3年度第3回八頭町農業委員会 を始めます。

今回もコロナウイルス予防対策のため「農業委員会憲章唱和」 は省略させていただきます。

開会にあたり、会長あいさつをお願いします。

会長 (議長)

(あいさつ)

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、14番 西田悦子委員、1番 平木正紀委員にお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん 方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

(報告なし)

会長 (議長)

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を4件させていただきます。本日配布資料をご覧ください。 報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。 相続についての届出です。

今月は5件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。5ページからになります。農地の貸借の合意解約です。今月は17件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。9ページからになります。今月は3件です。200㎡未満の農業用駐車場及び作業場、農業用水路です。内容は問題なしということで受理しました。

報告4 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。1件の該当事業がありました。 10ページをご覧ください。門尾地内の私都川河川改修工事であります。八頭県土整備事務所長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。

会長 (議長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

会長 (議長)

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による 許可申請につきまして審議を行います。受付番号 5-1 について事務 局は説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請審議についてです。議案書の 1ページをご覧ください。

受付番号 5-1 について説明をします。

【議案第1号 受付番号5-1 朗読後、説明】

土地の所在地 才代地内

登記地目:畑 現況地目:畑

面積 178 ㎡

権利の種類は、所有権移転売買です。

理由につきましては、譲受人が申請地の購入を打診し、譲渡人 が了承したことから売買の話が進みまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は、農地を借受けしながら主に水稲を栽培されております。申請地への通作については自宅から概ね800m程度であり問題はないと思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、40年以上 農業に従事され、冬場を除き年間を通して農作業に従事されてお られますので、問題はないと思われます。

次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、633アールあり問題はありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では果樹を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

会長 (議長)

この件につきましては、14番 西田悦子委員に事前調査をお願い していますので報告をお願いします。

西田委員

この件につきましては、6月10日に譲受人のご主人と面談しました。そして12日に譲渡人に電話連絡を致しました。13日に現地を見て譲受人本人とお話ししました。現地は狭いですが家庭果樹が植えられるくらいの面積があります。譲受人が従来から管理をされていたことから譲受人の方からお話をされ譲渡人も助かるという

西田委員

ことで、お話が成立したものです。詳細は事務局説明のとおりです ので問題はないと考えます。よろしくお願いします。

会長 (議長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

会長 (議長)

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

会長 (議長)

異議なしということで申請どおり決定します。

続きまして、受付番号 6-2 について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号6-2について説明します。

【議案第1号 受付番号6-2 朗読後、説明】

土地の所在地:用呂地内

登記地目:田 現況地目:田

面積 1,815 ㎡

土地の所在地:用呂地内

登記地目:田 現況地目:田

面積 40 ㎡

土地の所在地:用呂地内

登記地目:田 現況地目:田

面積 160 ㎡

権利の種類は、所有権移転売買です。

理由につきましては、譲渡人は近年労力不足で耕作ができない 状況で農地の売り渡しを検討されておられ、この度譲受人から買 い受けたい旨の相談があり、売買の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は主に水稲や野菜を栽培されており、用呂地域の農地も多く借り受けて耕作をされています。通作については、自宅から600m程度であり問題はないと思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、12年以上 農業に従事され、概ね年間を通して農作業に従事されておられま すので、問題はないと思われます。

次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請 地の下限面積は40アールであり、取得後の譲受人の耕作面積

は、297アールあり問題はありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では水稲を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。 以上です。

会長 (議長)

この件につきましては、5番小林孝委員に事前調査をお願いしていますが本日は欠席です。状況は事務局の説明のとおりです。

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

会長 (議長)

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

会長 (議長)

異議なしということで申請どおり決定いたします。以上で、農地 法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。

続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定 による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号1-1について説明します。議案書の2ページをご覧ください。

【議案第2号 受付番号1-1 朗読後、説明】

土地の所在地:新興寺地内 登記地目:畑 現況地目:畑

面積 372 m²

露店駐車場及び店舗敷地を目的とした転用です。

場所、図面などの資料については、配布議案書の3ページから6ページに付けています。

場所については、議案書の3ページから5ページに図面をつけていますが、新興寺集落の南西側の農地になります。土地利用計画図は6ページに付けています。

転用理由につきましては、平成28年4月頃より、申請人が運営する事業所の店舗及び駐車場として利用していたということです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記

載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。

本件については既に駐車場及び店舗敷地として利用されており 追認事案となりますが、申請書には始末書が添付してあり、悪質 性はないものと判断します。

周辺農地への影響ですが、東側は町道、西側は宅地及び町道、 南側は国道、北側は自己所有の宅地に隣接しております。周辺に 農地はないため、影響はないものと考えます。雨水は自然流下で 隣接する既設道路側溝へ放流します。汚水は発生しません。区長 及び水利権者の同意は得られています。

日照、通風についてですが、周辺農地はないため、影響はない と考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

この件につきましては、白岩推進委員よりご連絡をいただき、 申請人と面談したうえで県と協議を行った結果、適正に処理する ようにと指示を受け、今回の転用申請に至りました。

【スライド現地説明】

以上です。

会長 (議長)

この件につきましては、10番 中田典昭委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いいたします。

中田委員

6月8日に推進委員の白岩さんと調査を行いました。申請人に話を聞くと申請人が代表理事を務める法人の従業員駐車場が手狭になったので整備したとのことでした。申請人の自宅の隣にあるので周囲に対して何ら問題はないかと思われます。詳細は事務局報告のとおりです。問題ないかと思います。よろしくお願いします。

会長 (議長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

西村委員

始末書があるとことですが提示いただけますか。

会長 (議長)

事務局は始末書を朗読して下さい。

事務局

(始末書朗読)

.....

会長(議長)

申請人は農地を駐車場にするにあたり転用申請が必要なことを知らなかった。今回別の農地を駐車場にするにあたりこのことが判明したものです。対応を県に協議したうえでの申請案件です。 関連して次の5条申請もありますが既に転用されている本件について判断していただきます。よろしくお願いします。

それでは意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

会長 (議長)

異議なしということで申請どおり決定いたします。

以上で農地法第4条第1項の規定による許可申請についての審 議を終了します。

続きまして日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号3-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号 3-1 について説明します。議案書の 7 ページをご覧ください。

こちらは、先ほど審議いただきました議案第2号 農地法4条 第1項に係る申請の受付番号1-1に関連します。

【議案第3号 受付番号3-1 朗読後、説明】

土地の所在地:新興寺地内

登記地目:畑 現況地目:畑

面積 616 ㎡の内 271.54 ㎡

露天駐車場を目的とした転用です。

場所、図面など資料については、本日配布議案書の8ページから12ページに付けています。

場所については、議案書の8ページから10ページに図面を付けていますが、新興寺集落の南西側の農地になります。土地利用計画図は11ページに付けています。

転用理由につきましては、借受人が運営する事業の利用者増加 に係る社員の増員、福祉車両の導入に伴い、事業所の近隣に駐車 場の増設が必要になったとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分

は、小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当しま す。許可根拠は集落接続です。

本件については既に駐車場として利用されており追認事案となりますが、申請書には始末書が添付してあり、悪質性はないものと判断します。

周辺農地への影響ですが、東は畑、西側は宅地及び畑、南側は 用悪水路、北側は国道になっています。隣接地の同意は得られて います。雨水は自然流下で既設南側水路へ放流します。区長及び 水利権者の同意は得られております。

日照、通風についてですが、建物は建築しないため周辺農地へ の影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

【スライド現地説明】 以上です。

会長 (議長)

この件につきましては10番 中田典昭委員に事前調査をお願い しておりますので、報告をお願いします。

中田委員

この件も6月8日に白岩推進委員さんと調査を行いました。借受人が代表理事を務める法人の従業員用駐車場が必要であり自宅の農作業場の隣地である貸出人の了解を受けて菜園の半分を駐車場として借りられるようです。貸出人自身も残地半分を野菜畑として使っておられますが、今年は何とか作ろうと思っているが高齢であり残りの土地も借受人にお願いするかもしれないというようなことを言われました。周囲に対しては何ら問題ないものと思われます。この件も事務局説明のとおりです。よろしくお願いします。

会長 (議長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

栄田推進委員

この場所が駐車場になっていることはこの度発覚したものでしょうか。前回私共がパトロールした時には駐車場になっていたのですか。パトロールの時点で駐車場になっていればそういった報告が上がってくると思うのですが。

中田委員

昨年の9月頃に行ったパトロールですね。その時点は駐車場に なっていなかったです。畑として使っておられました。

事務局

この度無許可で造成されているとの報告を受けて対応したもの

事務局

です。

栄田推進委員

分かりました。

会長 (議長)

パトロールの時には問題なかったということです。

今井委員

農業委員会とは関係がないかもしれませんが事業所は国道を挟んだところですよね。横断歩道がないですが町はどういう指導をなされるのでしょうか。

事務局

申請書の審査にあたり横断方法等について確認は行っておりません。

今井委員

鳥取市方面から若桜町方面に向かう国道が右カーブで危ないのではないかと思います。

会長 (議長)

農業委員会として判断する事項ではないと思いますが借受人に は安全に十分注意するようお伝えしたいと思います。

井上推進委員

駐車場を使用するのは法人であるのに借受人が代表者である個人というのは違和感がありますが。

事務局

法人又は個人どちらでも申請可能です。受付段階で法人での申請か個人での申請か判断いただいたところです。

会長 (議長)

その他、意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

会長 (議長)

異議なしということで申請どおり決定いたします。

以上で農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議 を終了します。

続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決 定について、事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 議案書の13ページをご覧ください。

八頭町長から令和3年5月28日付けで、農用地利用集積計画の 決定を求められています。

今月は通常の利用権設定が新規2件のみで、面積は田 1,769 ㎡ (2筆) です。

中間管理事業分は新規 2 件、更新 1 0 件、合計 1 2 件です。面積は田 22,108 m^2 (15 筆)、畑 10,759 m^2 (6 筆)、合計 32,867 m^2 (21 筆)です。

すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18 条第3項の各要件を満たしています。

通常の利用権設定の受付番号 21-2 について補足説明をさせていただきます。

この度、株式会社が借受人として申請をされています。この会社は農地所有適格法人ではなく一般の法人です。平成21年の農地法の改正により、一般の法人も要件を満たし、解除等に係る条件を付けることにより農地を借り受けることができるようになりました。一般的には「解除条件付き貸借」と言われます。

要件としては、借り受けた農地を全部効率的に利用すること、貸借契約書又は利用計画書に適切に利用しなかったときの解除や勧告、取消、違約金、また原状回復についての取り決め等の条件が付されていること、地域農業への協力や役割分担を果たし、周囲の営農活動に支障を生じないよう適正に利用すること、業務を執行する役員の 1 人以上の者が法人の行う耕作の事業に常時従事することです。

また、毎事業年度の終了後3か月以内に、農地の利用状況報告書 を町へ提出して頂きます。

以上です。

会長 (議長)

通常の利用権設定分 受付番号 20-1 と 21-2 について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。

委員一同

(報告なし)

会長 (議長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

会長 (議長)

無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

会長 (議長)

異議なしということで利用権設定分 受付番号 20-1 と 21-2 について申請どおり決定します。

会長 (議長)

続きまして、中間管理事業分 受付番号 21-1 から 32-12 について 審議を行います。

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

会長 (議長)

無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

会長 (議長)

異議なしということで中間管理事業分 受付番号 21-1 から 32-12 について申請どおり決定します。

以上で議案第4号 農用地利用集積計画の決定についての審議を 終了します。

続きまして、日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。

事務局

議案書の16ページをご覧ください。

議案第5号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和3年5月28日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。

整理番号 43-1 から 56-14 について説明します。

先ほどの議案第4号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地32,867㎡(21筆)と、既に機構へ貸付けられている農地7,654㎡(5筆)、合計40,521(26筆)㎡を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。

地域の担い手 1 法人へ 7,654 ㎡ (5 筆)、その他 7 名の個人耕作者へ 32,867 ㎡ (21 筆)を配分するものです。以上です。

会長 (議長)

それでは審議を行います。整理番号 44-2 を除く、43-1 から 56-14 につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

会長 (議長)

無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

会長 (議長)

異議なしということで、44-2 を除く 43-1 から 56-14 につきまして申請どおり決定します。

続きまして整理番号 44-2 について審議を行いますが、これは山根祐一委員に関係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により山根委員は一時退席をお願いします。

(山根委員退席)

それでは整理番号 44-2 について審議を行います。この件に関して質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

会長 (議長)

無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

会長 (議長)

異議なしということで 整理番号44-2について申請どおり決定します。山根委員は入室してください。

(山根委員入室)

以上で日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について審 議を終了します。

続きまして、日程第8 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について審議をいたします。受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について説明しま す。議案書の20ページをご覧ください。

八頭町長から、令和3年5月17日付けで農業振興地域の整備 に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について 意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会 の意見を求めるものです。

【議案第6号 受付番号1-1 朗読後、説明】

受付番号 1-1 について説明します。

申請地 山路地内

登記地目:畑 現況地目:畑

面積 326 ㎡の内 33 ㎡です。

目的は農用地区域からの除外です。

理由としましては、既存の墓地が山中にあり、管理に不便、危険なため住宅に隣接する申請地に移設し、管理したいということです。

議案書の21ページから26ページに位置図、図面を付けています。山路集落の南東側の農地です。この農地は、農業公共投資の対象となっている第1種農地であり、農用地区域内の農地です。以上です。

会長 (議長)

この案件は、2番 明治良一委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いいたします。

明治委員

先ほどの件に関しまして事前調査を行いましたので報告します。 6月5日に現地確認を行いました。今ある墓地の場所、これが非常に高いところにあり危険だということ。家には申請人のお母さんが一人でおられまして、こんな状態で墓地に行くのは危険だということで下の方に降ろしたいとのことでした。

今回設置する場所に行ったんですけど、周りの雰囲気から考えて そこに墓地を移転することは特に問題ないかと思います。申請に対 して問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

会長 (議長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

今井委員

申請地は墓地経営の許可が可能な土地ですか。

事務局

墓地経営の許可の担当課が事前審査中でありますが許可見込みであることから農業振興地域整備計画の変更について意見を求められているところです。

西村委員

今回は農業振興地域からの除外申請ですね。

会長 (議長)

そうです。

今井委員

申請地は人家から100m以内のようですが八頭町墓地、埋葬等に関する法律施行細則に準拠していますか。障壁その他の区域を明示する設備の基準が過去の委員会でも話が出ていましたが。

事務局

申請地から100m以内の人家は1軒ありますが申請人の実家であります。なお同意があれば100m以内でも許可は可能です。障壁等については、墓地経営の許可の担当課が個別の状況により判断しているようです。

山嵜委員

同意があり許可可能とのことであればそれで進めていただければと思います。

会長 (議長)

状況を理解いただき進めて行きたいと思います。

意見が無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

会長 (議長)

異議なしということで申請どおり決定します。

以上で日程第8 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。

続きまして、日程第9 議案第7号 地籍調査事業に伴う農地の 地目変更について、審議をいたします。

これについて、事務局より説明願います。

事務局

議案第7号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について説明します。議案書の27ページをご覧ください。地籍調査課が行った地籍調査の結果で、現況に合わせて職権で地目変更を行いますが、対象が農地の部分については、農業委員会へ通知し、意見を求めるというものです。

今回は令和2年度に実施した地籍調査地域で、野町の一部、大 江の一部、横地が対象です。

各地区の農地で登記簿上「田」「畑」等となっている筆について、地籍調査した結果、地目が農地以外のものとなった筆、また 農地のままであっても、分筆や合筆、面積の変更がなされた筆に ついて、記載されています。

変更後の地目は、山林、原野、雑種地、公衆用道路、堤、宅地、用悪水路、墓地となります。

農業委員会からの意見提出後は、地籍調査課において所有者への閲覧を行い、所有者の同意を得たうえで決定され、来年登記完了となります。

貸借や納税猶予対象農地、経営移譲対象農地等確認を行いましたが、地目変更を行っても問題無いと思われますので、問題なしで回答したいと思います。以上です。

会長 (議長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

山根委員

○地籍調査より現地確認不能となった土地の地目について

明治委員 山本推進委員

- ○地籍調査による土地の滅失について
- ○農地変更調書記載の地積について ※事務局説明(内容記載省略)

会長 (議長)

他に意見が無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいで しょうか。

委員一同

(異議なし)

会長 (議長)

異議なしということで、申請どおり決定いたします。

以上で日程第9 議案第7号 地籍調査事業に伴う農地の地目 変更について審議を終了いたします。

続きまして、日程第10 その他について、事務局より説明願います。

事務局

【その他】

- ○専門委員会(仮称)設置について
- ○令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- ○私都川河川改修に伴う JR 橋梁架け替え計画について
- ○各種資料提供
- · 八頭町小規模農家経営継続支援事業補助金交付要綱
- · 八頭町農耕用免許取得推進事業補助金交付要綱
- ・献穀米田植え式について
- ・地籍調査のあらまし
- ○次回のR3. 7月定例会
 - ■7月13日(火)13時30分から
 - ■船岡地区公民館

以上です。

会長 (議長)

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

栄田推進委員

○私都川河川改修工事に伴う付帯施設設置に係る農地転用について ※事務局回答(内容記載省略)

会長 (議長)

他に意見が無いようです。 以上で第3回農業委員会を終了します。

終了(16時30分)